

報告 11月23日 渡辺満久さん講演会



大飯原子力発電所の現地調査結果と小浜湾内の活断層—海底活断層の活動と変形帯—

大飯原発は、連続する活断層上盤側の変形帯の中にあり 敷地内の断層などが再活動する恐れがある。原発を止めて調査すべき



11月23日、グリーン・アクション、美浜の会、
おおい原発止めよう裁判の会主催で、渡辺満久さん
(東洋大学)の講演会を大阪市内で行いました。約
120名が参加しました。



渡辺さんは、原子力規制委員会の大飯原発敷地内
断層調査団のメンバーとして11月2日に現地調査
に参加され、敷地内の最重要施設の直下に活断層が
存在すると結論付けられました。今回の講演では、渡辺さんから、敷地内現地調査の結果と近
傍にある小浜湾内の活断層の問題を中心に、じっくりとお話を聞きました。その上で、この間
の活動・裁判の報告、今後の取り組みの提起がなされました。

冒頭、グリーン・アクションのアイリーン・美緒子・スミスさんが主催者挨拶を行いました。
「11月21日、原子力規制委員長は、関電の断層追加調査の結論が出るのを待たずに大飯原
発を止めるか否かの議論はしないと発言した。しかし、この姿勢は、いろいろな経験からして
間違っている。水俣病事件では、被害がものすごく拡大してしまう1年前、水銀に汚染されて
いる魚があると分かっているながら、それを規制する食品衛生法が存在したにもかかわらず、適
用しなかった。水俣湾の魚全てに毒が入っている証拠が無いというのが理由だった。その結果、
ものすごく被害が拡大し最悪の公害事件となった。今私達は同じような状況を迎えている。既
に存在するルール、国の『手引き』を守らずに運転を続けることは絶対に許されない」と力強
く訴えました。

渡辺さんは、①11月2日に行われた大飯原発敷地内の断層調査結果、②小浜湾の調査結果
等を踏まえてF-A-F-B-熊川断層が連動すること、③大飯原発がこれら活断層の変形帯
の中にあり、敷地内の断層がつかれて動く危険性、④国の審査体制の問題について話をされま
した。

■「活断層である可能性は否定できない」が調査団の統一見解

敷地内断層調査については、F-6断層の北側延長部の台場浜トレンチで、逆断層と横ずれ
断層の2つの断層を確認したことを紹介されました。逆断層は、F-6断層が元々想定されて
いた位置で、横ずれ断層は、そこから東側に少し離れた所で確認されました。渡辺さんは、「私
はこれらが活断層であると断じた。また、これらが12万～13万年前以降の地層をずらして
いること、すなわち、活断層であることは否定できないというのが、調査団の4人のメンバー
全員の共通認識となった。ところが、マスコミは、この統一見解ではなく、活断層か地滑りか
で専門家の間で見解が対立しているかのような点をもっぱら取り上げた。しかし、実際は、活
断層であることが否定できないという重要な点で統一見解に達したのであり、原子力の世界の

定義に基づき、活断層であるという結論を下すべきであった」と規制委員会が結論を先送りしたことを厳しく批判されました。

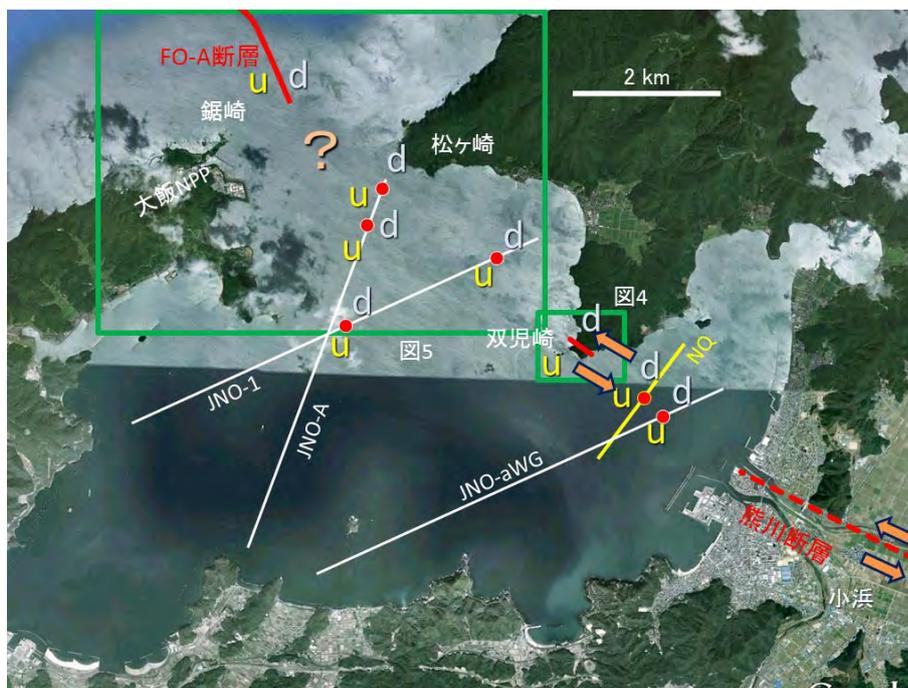
また、関電は、11月7日の調査団の会議で、F-6断層の長さを短くし、位置をずらす見解を出してきましたが、これに対しては、「原子炉のすぐ脇の部分の位置までずらすようであれば、安全審査を全部やり直すべきではないか」と主張されました。



■熊川断層は確実に小浜湾内に伸びている

次に、大飯原発近傍の3つの活断層（F o B、F o A、熊川）の連続性の問題について話されました。国と関電は、F o A断層と熊川断層は連続しておらず、それぞれ小浜湾内には延びていないとしてきました。国は最近になって熊川断層北端が小浜湾内（下図、JNO-aWG測線上の赤点）にまで少し延びていることを認めましたが、F o A断層の南端との間の約6.5 kmの部分の連続性は否定しています。渡辺さんは、「関電と国の調査で、『ずれているように見えるのはガスの影響だ』とされている地点（下図、JNO-aWG測線上の赤点）の付近（下図、NQ測線上の赤点）で、今夏、音波探査を行った。その結果、ガスと関係の無いところから、約1万年前の非常に新しい時代の地層がはっきりと曲がっていることが明らかになった。むしろ断層の存在がガスの分布を決めているのではないかと。南西側が隆起し、北東側が沈降する構造があり、熊川断層は確実にここまで延びている」と説明されました。

次に、独自の音波探査を行った地点の北西にある双児崎の空中写真を示し、先端部に北西—南東走向のズレがあり、これを境に南西側が隆起し、北東側が沈降する高度変化があること、湖岸線が左横ずれしていることを示されました。そして「熊川断層の左横ずれ、音波探査地点での上下の変動を踏まえれば、熊川断層が双児崎まで来ることは間違いない」とされました。



(渡辺満久さん講演会資料より)

■大飯原発は、連続する活断層上盤側の変形帯の中にある。敷地内の断層が再活動する恐れがある。安全性を十分に確認するためには、原発を止める必要がある

双児崎からF o A断層南端の間については、保安院の音波探査結果から、いくつか南西側隆起、北東側沈降の可能性のある箇所を示し、島崎原子力規制委員長代理も、双児崎北西部の1カ所（上図、JNO-1測線上の右側の赤点）に変形が見られると発言していることを紹介されました。

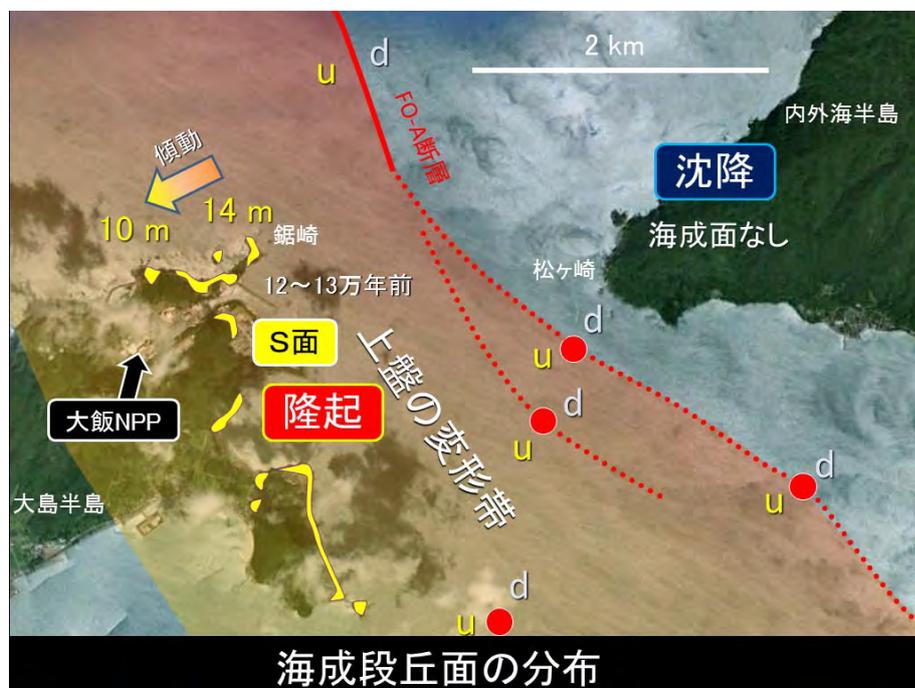
その上で、「音波探査の資料を見ているだけでは、議論が延々と続くと思うので、視点を変え、周辺の地盤の隆起の状態を調べた」とし、以下の結果を示されました。

「大飯原発のある大島半島の海岸線沿いに12、3万年前にできた海成段丘面（S面）があり、隆起している地形が見て取れる。一方で、F o A断層を挟んで東側にある内外海半島側には、全くその地形が見えない。すなわち、F o A断層を挟んで西の半島側が隆起、東の半島側が沈降しており、F o A断層と小浜湾に見られる一連の隆起、沈降の構造と全く同じ地殻変動が見える。

さらに、大島半島の段丘面は、元々同じ高さであったものが、北東から南西に向かって低くなっている。このように傾いているのは、F o A断層と熊川断層が繋がっており、これらの一連の活断層を境に、上盤側（南西側）が変形帯になっていると考えると説明できる。大飯原発は、完全に、この一連の活断層が動いた時に変形する領域に入っていることは間違いない。

このため、大飯原発敷地内に、古い断層や地滑りなど何でもよいが、何か動いたような跡があり、それが固まってない状態にあれば、この一連の活断層が動いた時に、再活動する可能性がある。F-6断層の他、原子炉直下の断層も動く可能性が否定できない。

その上で、「完全な調査をし、安全性を十分に確認する必要がある。そのためには、一旦、原発を止めるべき、止めないと完全な調査ができるわけがない」と、原子力規制委員会の姿勢を厳しく批判されました。



(渡辺満久さん講演会資料より)

■極めて不適切な国の審査体制

最後に、国の極めて不適切な活断層審査体制を厳しく批判されました。「日本電気協会の土木構造物検討会の委員に2名の大学関係者がいたが、その2名がそれぞれ保安院と原子力安全委員会で活断層評価を牛耳ってきた。安全委員会で『グレーはクロである』とする国の『手引き』を作成した人が、実際には『グレーをクロにしていたら補強が必要になり原発が動かさないから、グレーをシロとして判断してきた』と告白している。今、原子力関連施設で敷地内の活断層が問題になっている原因は恐らく全部ここにある。敷地内断層について、現在、6つの施設のみが取り上げられているが、全部の施設について審査をやり直すべきだ」と強く訴えられました。

■大飯原発仮処分裁判—活断層と制御棒挿入性の問題で関電を追い詰めよう

大飯原発裁判弁護団の高山巖弁護士と武村二三夫弁護士から、裁判の争点と今後について説明がありました。11月28日の関電を相手とする大飯3・4号運転差し止め裁判・第7回審尋に向け、裁判の3つの争点、①安全基準が崩壊している問題、②活断層3連動と制御棒挿入性の問題、③敷地内活断層問題について話されました。敷地内活断層問題については、「調査団の会議の結果により、大飯原発が国の『手引き』をクリアしていないことが明確になった。運転差し止めを求める理由はどんどん具体化していつている。追加調査を行い、結論を先送りするのは許されない。関電と国が止めようとしめない以上、裁判所が止めろと言うべきと主張していきたい」と強調されました。主催者からも制御棒挿入性問題の焦点、敷地内断層問題に関する主張点を報告しました。

■各地の取り組み—即時運転停止を求め、関電や各自治体へ要請行動

続いて、各地から取り組みの報告がなされました。11月4日の調査団会議の結果を受けて、関電への即時の運転停止を求める要請行動、大阪府、京都府・市への申し入れ、京都市議会への陳情等を行ったことが報告されました。京都北部からは、事故時の避難問題やガレキ問題等を通じて、福井県の人との交流が進んでいるとの報告がありました。また、大飯原発停止を求める国会議員署名の状況、原子力規制委員会が10月に出した放射能拡散予測の問題点が報告されました。

当面の取り組みとして、裁判の争点について理解を深める学習・座談会を、11月24日に京都府綾部市で、26日に大阪府茨木市で行うことが紹介されました。

司会から、志賀原発の訴訟で2006年に差し止め判決を出した裁判長の「あの判決文は私が書いたんじゃない。ペンを握る私の手のうしろにいた、たくさんの市民の熱意があの判決を書かせたのだ。サイレント・マジョリティーがあっちはじめて、あの判決が書けたのだ」という発言が紹介されました。11月28日の審尋の前にも、恒例のアピール行動を行うが、裁判官が公正な判決を出せるよう、私たちが応援していることを、多くの人が集まってアピールしようと呼びかけました。

最後に、渡辺さんと弁護団に、会場に響き渡る大きな拍手が送られました。

(美浜の会 KB)